

○町田市公金管理委員会設置要領

2023年4月1日

会計課

第1 設置

会計管理者が行う公金の管理について、助言をするため、町田市公金管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 所掌事項

委員会は、会計管理者の求めに応じ、次に掲げる事項について協議し、その結果を会計管理者に報告する。

- (1) 預託金融機関の安全性に関すること。
- (2) 資金管理方針及び資金運用リスク管理方針の検証に関すること。
- (3) 年間における資金管理計画の策定に関すること。
- (4) 資金運用実績の検証に関すること。
- (5) 預託金融機関及び債券発行体の破綻等に備えた対応策に関すること。
- (6) その他公金の管理運用に関し必要な事項

第3 組織

委員会は、委員長及び委員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

第4 委員長

- 1 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第5 会議

- 1 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第6 庶務

委員会の庶務は、会計課において処理する。

第7 委任

この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

別表

委員長 総務部長

委員 財務部長 経済観光部長 都市づくり部長 財務部財政課長